

# 購入原木をお使いになる皆様へ

平成 30 年 9 月 19 日  
千葉県農林水産部森林課

- ① 出荷制限指示や自粛要請が出されている市町村で生産された対象品目は、出荷制限等を解除しなければ、出荷・販売できません。
- ② 出荷制限等を解除するには、原木導入時から栽培管理が必要です。
- ③ 出荷制限指示等がない市町村であっても、安全な原木しいたけを生産するための手法として、栽培管理に取り組むようお願いします。
- ④ 今回、皆様が千葉県森林組合から購入された原木は「千葉県しいたけ原木緊急確保事業」という県の補助事業を利用しており、県の職員が栽培指導に伺ったり、連絡等させていただくことがあります。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から7年が経過していますが、現在も千葉県では以下のとおり、原木しいたけに対する出荷制限指示等が出されています。

(平成 30 年 9 月 19 日現在)

区分	出荷可能条件	対象品目	対象市町村
出荷制限継続中	出荷・販売 できません。	原木しいたけ（露地）	我孫子市、流山市、白井市、 八千代市
出荷制限等の 一部解除済み 市町村	市町村が発行する 証明書により出荷・ 販売が可能となり ます。	原木しいたけ（露地）	千葉市、佐倉市、印西市、 山武市、君津市、富津市、 成田市
		原木しいたけ（施設）	山武市、君津市、富津市

※この表（市町村全域を対象とするもの）以外に、自粛要請している個人生産者がいらっしゃいます。

※出荷制限の一部解除については随時行っていますので、最新の情報は森林課のホームページでご確認ください。

上記の市町村で生産した対象品目を出荷・販売するには、

## 出荷制限等の解除が必要です。

解除のためには県で作成した「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」の必須事項の全てに取り組み、県で実施を確認する必要があります。

出荷制限や自粛要請を解除して、対象品目の出荷・販売を希望される方は、植菌される前に必ず管轄の林業事務所へご連絡いただきますようお願いいたします。

(裏面もご覧ください)

なお、県の補助事業を利用しているため、千葉県森林組合から原木購入者の情報を県に提供いただくこととしておりますので、ご了承ください。

また、皆様に安全な原木しいたけを生産していただくため、県の職員が栽培指導に伺ったり、連絡等させていただくことがありますので、併せてご了承ください。

**【参考：放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシートの必須事項】**

工 程	取 組 事 項
原木の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標値（50Bq/kg）以下の原木を使用する</li> <li>・粉塵、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う</li> </ul>
仮伏せ・本伏せ 発生、休養	<p><b>【露地栽培】①②のどちらかを必ず実施</b></p> <p>① ほだ木は、ブロックや枕木など遮へい台（シートは含まない）の上に置き、直接地面につけない</p> <p>② ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く</p> <p><b>【施設栽培】以下を必ず実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほだ木は、ブロックや枕木など遮へい台（シートは含まない）の上に置き、直接地面につけない</li> </ul>
発生前ほだ木の管理	指標値（50Bq/kg）以下のほだ木を使用する
きのこの管理	食品の基準値（100Bq/kg）以下であることを確認する

※1 栽培管理の実施に当たっては、ロットごとの管理が必要です。

ロットは、

植菌年、原木の伐採箇所、しいたけ発生前の管理（露地・施設の別など）

が異なれば別ロットとして管理してください。

※2 出荷制限指示等が出されていない市町村であっても、安全な原木しいたけを生産するための手法として、栽培管理に取り組むようお願いいたします。

**【お問合せ・連絡先】**

千葉県北部林業事務所（香取、海匝、山武、長生地域）	電話 0475 (82) 3121
千葉県北部林業事務所印旛支所（市原市を除く千葉、東葛飾、印旛地域）	電話 043 (483) 1130
千葉県中部林業事務所（市原市、君津地域）	電話 0439 (55) 4970
千葉県南部林業事務所（夷隅、安房地域）	電話 04 (7092) 1318
千葉県農林水産部森林課林業振興室	電話 043 (223) 2966